

令和3年度実地指導の指摘事項等について

各サービス別に、令和3年度の実地指導、指定申請等において、文書又は口頭指導を行った内容について例示します。

なお、令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、実地指導件数が少なくなっています。このため、当該資料のみならず、過去の資料も参照のうえ、事業所等の運営の参考としてください。

1 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないにも関わらず、管理者が置かれていない事例が認められた。
2	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	従業者の員数	生活相談員としての勤務時間と介護職員としての勤務時間を、明確に分けること。
3	居宅介護支援	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とするものであるが、35人を超える介護支援専門員がいることから、事業所内で介護支援専門員1人当たりの利用者数を調整すること。

2 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等)を記載すること。
2	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の記載事項(従業者の勤務体制、苦情処理の体制)に誤りがないよう、最新の情報を記載すること。
3	共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供を行うこと。
4	共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録は、請求の根拠となるため、記録誤りや記録漏れのないよう、正しく記録すること。
5	共通	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス以外のサービスを提供することになった場合は、その理由等を具体的に記録すること。
6	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
7	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画を作成した際は、個別サービス計画を利用者に交付すること。
8	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画は、居宅サービス計画及びサービス提供の実態に応じ、適切に見直しを行うこと。
9	共通	運営規程	運営規程に記載された従業者の員数の表記が誤っているため、最新の員数に修正すること。
10	共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。また研修を受講した際は、記録を残しておくこと。

番号	サービス	項目	指摘内容
11	共通	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
12	共通	秘密保持等	従業員又は従業員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を徴するなど必要な措置を講じること。
13	共通	秘密保持等	個人情報保護の観点から、利用者の個人情報は、他の利用者と同一ファイルに保管しないこと。
14	共通	秘密保持等	利用者の個人情報を掲示しないこと。
15	共通	苦情処理	利用申込者又はその家族からの苦情を処理するために講じる措置の概要（相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等）について明らかにし、利用申込者等に対しサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること。
16	共通	事故発生時の対応	事故発生連絡票を準備し、事故等が発生した場合には、速やかに本市へ連絡を行うこと。
17	共通	記録の整備	利用者へのサービスの提供に関する記録を整備し、5年間保管しておくこと。
18	共通 (地域密着型サービス)	地域との連携等	おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。
19	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。また、訓練を実施した際は、記録を残しておくこと。
20	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士等が連携し作成すること。また、連携し作成した際には、連携したことが把握できるよう、記録を残すこと。
21	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出すること。
22	福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。
23	居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について、文書を交付して説明するとともに、それを理解したことについて利用申込者又はその家族から署名を得なければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
24	居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、文書を交付して説明するとともに、それを理解したことについて利用申込者又はその家族から署名を得なければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。
25	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(アセスメントの実施) 居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。
26	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(サービス担当者会議の開催) 居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。 また、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、照会等を行っていない事例が認められた。
27	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(居宅サービス計画の説明及び同意) 居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
28	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(モニタリングの実施) 特段の事情がないにも関わらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない事例が認められた。また、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
29	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めている事例が認められた。
30	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(主治の医師等の意見等) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、居宅サービス計画を主治の医師等に提供すること。

3 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護費	サービスの提供の実績が記録上で確認できないにも関わらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。
2	訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行ったにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。
3	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	利用者又はその家族等の同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該単位数を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
4	訪問介護	早朝・夜間・深夜の訪問介護の取扱い	サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
5	訪問介護	特定事業所加算	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達したことについて、伝達がわかる記録を残しておくこと。
6	訪問介護	初回加算	初回の指定訪問介護を行った日の属する月に、新規に訪問介護計画を作成していない事例が認められた。
7	訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した後に、サービス提供責任者の訪問又は同行訪問を行っていない事例が認められた。
8	訪問介護	初回加算	初回の指定訪問介護を行った月ではなく、その翌月に当該加算を算定している事例が認められた。
9	訪問看護	訪問看護費	サービスの提供の実績が記録上で確認できないにもかかわらず、訪問看護費を算定している事例が認められた。
10	訪問看護	訪問看護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問看護費の区分に相違がある事例が認められた。
11	訪問看護	訪問看護費	前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行ったにもかかわらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。
12	訪問看護	訪問看護費	准看護師が訪問看護を行っているにもかかわらず、看護師が訪問看護を行ったものとして、訪問看護費を算定している事例が認められた。
13	訪問看護	訪問看護費	主治の医師の判断に基づいて交付された指示書がないにもかかわらず、訪問看護費を算定している事例が認められた。
14	訪問看護	訪問看護費	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に当たっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化に合わせ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は看護職員(准看護師を除く。)による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うこと。
15	訪問看護	早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い	緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を月に1回しか行っていないにもかかわらず、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定している事例が認められた。
16	訪問看護	複数名訪問加算	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
17	訪問看護	長時間訪問看護加算	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者でないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
18	訪問看護	同一建物減算	事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者に対して同一建物減算を算定しなければならないにも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。
19	訪問看護	ターミナルケア加算	主治医と連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得たことが確認できない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
20	訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明をする際に提示する文書を作成し、それらの対し同意を得たことが確認できるよう整理すること。また、ターミナルケアの提供について、訪問看護記録書等への記録を適切に行うこと。
21	訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアを提供した記録が無いにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
22	訪問看護	初回加算	初回の指定訪問看護を行った日の属する月に、新規に訪問看護計画を作成していない事例が認められた。
23	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院にあたり、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供したことが記録上で確認できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
24	訪問看護	サービス提供体制強化加算	全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
25	訪問看護	サービス提供体制強化加算	健康診断等を少なくとも1年以内ごとに1回、実施していることが確認できる記録を残すこと。
26	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	通所介護費	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い(第12報)」による報酬区分算定について、回数を誤っている事例が認められた。
27	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住するものでない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
28	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	入浴介助加算	サービスを提供していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
29	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。
30	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成していない事例が認められた。
31	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	個別機能訓練加算	利用者に対して個別機能訓練を実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
32	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を介護支援専門員に交付することなく個別機能訓練を実施し、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
33	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	個別機能訓練加算	令和2年度以前に契約し、令和3年度以降も当該加算を継続算定している利用者について、令和3年4月1日施行の報酬改定による個別機能訓練計画の見直しが必要であるにも関わらず、見直しを行っておらず、当該加算を算定している事例が認められた。
34	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に、計画の期間、同意日を記載すること。
35	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置していないにも関わらず、当該加算を算定していた事例が認められた。
36	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	若年性認知症利用者受入加算	認知症であることの確認として、主治医意見書等の提供を受け、保管しておくこと。
37	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	送迎減算	利用者の居宅へ送迎を実施していないにも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。
38	特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	利用者又はその家族等に対して、重度化した場合における対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ていることが確認できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
39	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力医療機関又は利用者の主治の医師に対して、利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供していない事例が認められた。
40	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力医療機関等に情報を提供した場合において、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
41	居宅介護支援	居宅介護支援費	利用者数が40人を超えているにも関わらず、居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している事例が認められた。
42	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 について文書を交付して説明を行っていない等、運営基準減算が必要な事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
43	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない ・サービス担当者会議の開催等を行っていない ・サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない ・居宅サービス計画の原案(第6表及び第7表)の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない等、運営基準減算が必要な事例が認められた。
44	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握にあたって ・少なくとも1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない ・モニタリングの結果を記録していない 等、運営基準減算が必要な事例が認められた。
45	居宅介護支援	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者でない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
46	居宅介護支援	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成していない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
47	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
48	居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
49	居宅介護支援	特定事業所加算	介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施するに当たり、少なくとも次年度が始まるまでに、介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を踏まえた次年度の計画を策定すること。また、年度途中に入職した職員についても、計画を作成すること。
50	居宅介護支援	特定事業所加算	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施するに当たり、少なくとも次年度が始まるまでに、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等を踏まえた次年度の計画を策定すること。
51	居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院日から7日以内に情報提供を行っていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
52	居宅介護支援	入院時情報連携加算	FAXによる情報提供を行っているが、先方が受け取ったことの確認ができない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
53	居宅介護支援	退院・退所加算	居宅サービス計画の作成を行っていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
54	居宅介護支援	退院・退所加算	病院等の職員からの情報収集の方法が、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスでないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
55	居宅介護支援	通院時情報連携加算	運営基準減算により、居宅介護支援費及び当該加算が算定できない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
56	居宅介護支援	通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際の同席にあたって、利用者の同意を得た記録がない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた

4 介護保険法

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	人格尊重義務	事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにもかかわらず、高齢者虐待を行っていた事案が見受けられた。